

「監査役会規則（ひな型）」等の改定について

2021年7月13日

公益社団法人日本監査役協会

公益社団法人日本監査役協会は、会社法の改正及び改正会社法に係る法務省令の改正を踏まえた「監査役会規則（ひな型）」、「監査委員会規則（ひな型）」、「監査等委員会規則（ひな型）」の改定の検討を進めてまいりましたが、今般理事会の承認を得て改定内容が確定いたしましたので、別紙のとおり公表いたします。今回の改定の主な内容及び留意点は、下記のとおりです。なお、下記以外にも細部の記載について改めて確認と検討を行い、適宜修正を行っておりますが、詳細につきましては新旧対照表を御確認いただきますようお願いいたします。

1. 改正会社法への対応

改正会社法第 849 条の 2 により、株式会社が取締役等の責任を追及する訴訟において和解をするには、監査役設置会社については監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、各監査役）の同意を、監査等委員会設置会社については各監査等委員の同意を、指名委員会等設置会社については各監査委員の同意を、それぞれ得なければならないことと規定されたことに対応いたしました（監査役会規則（ひな型）第 11 条第 1 項第 7 号、監査委員会規則（ひな型）第 12 条第 1 項第 7 号、監査等委員会規則（ひな型）第 12 条第 1 項第 7 号）。

2. 「監査役会規則（ひな型）」の構造の見直しに伴う修正

従来、「監査役会規則（ひな型）」は、改定を重ねるたびに条文の追加等の対応を行ってまいりました。前回改定時（2015 年）も同様の対応を行いましたが、一方、「監査委員会規則（ひな型）」、「監査等委員会規則（ひな型）」の新規制定に当たっては、「組織としての運営事項」という本来の趣旨に立ち返っての条文構造の再検討を実施いたしました。

今回の改定に際し、当協会監査法規委員会にて検討を行いました結果、「監査役会規則（ひな型）」につきましても、同様の趣旨の下に改定を行い、全ての機関設計間での統一化を図るべきとの結論に至り、大きく分けて以下の 2 点につき修正を行いました。

（1）条文順序、構造等の整理

- ・ 条文順序について、他の機関設計に準じて変更いたしました。
- ・ 従来法改正点ごとに条文を追加してきた各項目について、組織としての決定方法（「決議事項」、「同意事項」、「全員の同意事項」等）に沿って整理いたしました。

（2）「組織としての運営事項」としての性格に沿った条文の再検討

従来「監査役会規則（ひな型）」に盛り込んでいた事項のうち、下記の条文については、「組織としての運営事項」を定めるとの趣旨に照らし、他の機関設計との平仄も踏まえた検討の結果、削除いたしました。

- ・旧第3条（監査役会の目的）
- ・旧第6条第2項（監査役会議長の職務）
- ・旧第13条第3項（監査役監査の実効性を確保するための体制）
- ・旧第14条（代表取締役との定期的会合等）
- ・旧第16条（報告に対する措置）

なお、これらの条文に記載されていた事項につきましては、飽くまでも、規程としての性格に鑑みてひな型としての収録対象から除外したものです。これらの事項は、監査役監査基準においても変わらず記載がなされているように、監査役の職務上の法的な責任・義務において、その重要性に変化が生じているわけではない点に御留意いただきますようお願い申し上げます。

【御参考：「監査役監査基準」と「監査役会規則（ひな型）」の違いについて】

監査役監査基準…前文の「経緯」や「改定の視点」等に記載されているように、当協会が監査の在り方や理念、基本的な視点を明示したもので、「ひな型」ではなく、「監査役は、本基準にのっとって、あるいは参考にして、監査を実施することが望まれる。」という趣旨の下に提唱する位置付けのものです。

監査役会規則（ひな型）…組織としての監査役会等を運営するための規則を各社で作成される際のモデル例です。

なお、改正会社法及び改正法務省令は既に施行されておりますが、これに従って実務を行う限り、今回のひな型の改定のうち「1. 改正会社法への対応」を即座に各社の規則に反映させなければならないものではありません。

また、今回の改定のうち「2. 『監査役会規則（ひな型）』の構造の見直しに伴う修正」につきましては、飽くまでもひな型の趣旨の検討に基づく修正であり、引き続き従来のひな型に沿った形で自社の規則を御検討いただくことは何らの差し支えもございません。

以上を御高承の上、今回のひな型の改定を各社における監査役会規則等の見直しの一助としていただければ幸甚に存じます。

以上